

さ情審査答申第245号  
令和5年7月19日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年11月21日付けで貴職から受けた、「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月15日付け環施環施第1240号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、報告書の独自技術と称する部分の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

多くの部分で黒くマスキングがされている文書が開示された。何も出さないということか。単価を出さないで委託料を支払っているということは認められない。支出命令の文書開示請求を出したらどうするのか。その先のことまで考えて開示しているのか。支出差し止めを求めることになる。

開示された場合、知見と経験に基づく高度な技術が模倣されるとあるが、さいたま市で委託費を払って勉強させているのではないか。金額の根拠を出さない。説明責任を果たしていない。高値、安定により業者に儲けさせるのか。PFIをやめたほうが良いのではないか。弁明書を請願文書に付けて来年2月議会に提出することになる。PFIなんて冗談じゃない。これから厳しい追及を始める。支出命令書の情報公開を請求することもできる。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本審査請求に係る処分の内容は、平成28年8月2日付けで開示請求のあった「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」のうち「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報」の一つとして特定した「7 掘り起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」に関するものである。

そのうち一部不開示情報として決定した項目については、以下のとおりである。

- ① 3頁表2 掘り起しごみ成分中、参考他自治体①及び他自治体②のデータ
- ② 5頁（3）掘り起しごみ混合方法の本文及び図6 ごみピット攪拌方法
- ③ 5頁表3 主要操業条件中、掘り起し混合割合、コークス比、石灰石比の設定の狙いの本文
- ④ 6頁表4 期間データ（1号炉）中の掘り起しごみ混合割合、各種原単位
- ⑤ 6頁表5 期間データ（2号炉）中の掘り起しごみ混合割合、各種原単位
- ⑥ 7頁表6 試験データ（1、2号炉平均）中の掘り起しごみ混合割合、各種原単位
- ⑦ 7頁（1）操業実績 2）コークス、3）石灰石、4）その他の本文
- ⑧ 11頁Ⅱ. 掘り起しごみ提案単価 1. 試験結果に基づく単価（1）検討条件のうち、第2項から第6項までの本文
- ⑨ 11頁表9 掘り起しごみ提案単価中、換算単価の費目別内訳及び総額
- ⑩ 12頁表10 もえるごみ提案単価中、換算単価の費目別内訳
- ⑪ 12頁表11 し尿汚泥提案単価中、換算単価の費目別内訳
- ⑫ 12頁表12 破碎不燃提案単価中、換算単価の費目別内訳
- ⑬ 13頁表13 ストーカ主灰中、換算単価の費目別内訳
- ⑭ 14頁表14 掘り起しごみ提案単価中、改定率及び換算単価の費目別内訳並びに総額

- ⑮ 14頁表15もえるごみ中、改定率及び換算単価の費目別内訳
  - ⑯ 14頁表16し尿汚泥中、改定率及び換算単価の費目別内訳
  - ⑰ 15頁表17破碎不燃中、改定率及び換算単価の費目別内訳
  - ⑱ 15頁表18ストーカ主灰中、改定率及び換算単価の費目別内訳
- 2 さいたま市桜環境センターは、民間の専門的ノウハウを積極的に取り入れて、設計（Design）、建設（Build）及び維持管理運営（Operate）を民間事業者に一括して委ねるDBO方式という公設民営方式を採用しており、ごみの処理費用については「さいたま市新クリーンセンター（桜環境センター）整備事業維持管理・運營業務委託契約書」において、ごみの種類ごとに単価を定め、搬入量に応じた対価を支払うこととなっている。掘起しごみの処理試験・単価算出業務は、河川整備事業に伴い発生する掘起しごみについて、桜環境センターで焼却・熔融処理するために当該廃棄物を処理した際の焼却施設に与える影響（掘起しごみそのものの性状の確認、処理に伴い発生する排ガスや飛灰等に与える影響）を調査検討するほか、用役等の使用量をもとに、「掘起しごみ」の単価を算出することを目的としている。
- 3 本審査請求に係る「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」は、当該委託業務において、受託業者であり桜環境センターの維持管理運営会社である株式会社エコパークさいたま及びプラントメーカーである新日鉄住金エンジニアリング株式会社が作成した文書であり、当該行政情報において記載されている参考値としての他自治体における掘起しごみ成分、掘起しごみ混合割合、ごみピット攪拌方法及び操業実績並びに各種条件については、当該プラントメーカー等が長年に亘るガス化熔融炉操業の中で培った維持管理ノウハウであり、品質の保持及び長期安定操業を実現させる重要な技術ノウハウに基づくものである。
- 4 また、当該行政情報中のごみの種類毎の用役・資材の費用や使用量は、処理ごみ質と連動し変動するものであり、その関連性もプラントメーカー等の技術ノウハウに基づくものである。物価指標に基づく改定率の設定においても、プラントメーカー等が多数のPFI型事業の運営経験で蓄積した調達価格と各種公的指標との連動データを踏まえ、数多くある公的指標の中から最適な指標を設定しており、同様のノウハウとして判断している。そのため、掘起しごみ成分、掘起しごみ混合割合、ごみピットの攪拌方法及び操業実績並びに各種条件、ごみの種類毎の用役・資材の費用や使用量といった上記のノウハウを総合的に積み上げて算出される掘起しごみの単価は、同様のノウハウとして判断している。
- 5 これらの技術的ノウハウ、維持管理ノウハウが開示された場合、廃棄物処

理施設市場、特に、深い知見と経験に基づく高度な技術が必要とされ、未だ対応可能な企業が少ない掘起しごみの処理事業市場における競合他社が模倣することにより、当該プラントメーカー等の優位性は喪失し、競争力が著しく損なわれることが容易に想定できるとともに、用役・資材の費用及び当該プラントメーカー等の見積価格である掘起しごみの単価が他社の知るところになった場合は、直接的に入札金額を推定することも可能となり、競争上の地位が不利となり、当該プラントメーカー等の利益が著しく損なわれることになるものと考えられる。これらの理由により「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」のうち上記①から⑱については、条例第7条第3号に該当するため開示しない部分とした。

6 「本件不開示情報（報告書の独自技術と称する部分）を開示せよ」との主張について

審査請求人は、「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」について本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しないと理由から本件不開示情報（報告書の独自技術と称する部分）を開示せよと主張しているが、前述したとおり、本件行政情報は条例第7条第3号に該当するものと考えている。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、「環境施設課が保有する掘り起しごみの処理試験・単価算出業務委託についての行政情報及び同掘り起しごみを高木第一最終処分場で処理できない理由がわかる行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、請求内容の前段である委託業務に係る文書9件を特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除いて開示し、また、請求内容の後段については、文書が存在しないことを理由に開示しないとする本件処分を行った。

これに対して審査請求人は、特定された情報のうち「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」について、実施機関が法人の独自技術に関する情報であることから条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、開示の公益性が高く不開示情報にあたらぬと主張し、本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」における法人の独自技術に関する情報（前記第3の1記載の①から⑱）について、条例第7条第3号に該当するとして、開示しない部

分とした。この報告書は、掘起しごみの処理業務の受託業者であり桜環境センターの維持管理運営会社である株式会社エコパークさいたま及びプラントメーカーである新日鉄住金エンジニアリング株式会社（以下、「プラントメーカー等」という。）が作成した文書であり、その内容は、参考として他自治体における掘起しごみ成分、掘起しごみ混合方法、ごみピット攪拌方法及び混合割合等操業条件並びに操業実績を記載したデータであり、プラントメーカー等が長年に亘るガス化溶融炉操業の中で培った維持管理ノウハウ、技術ノウハウであると考えられる。

また、ごみの種類毎の用役、資材の費用や使用量は、処理するごみ質と連動し変動するものであり、その関連性もプラントメーカー等の技術ノウハウであると考えられる。

これらのプラントメーカー等の独自のノウハウに基づいて掘起しごみの提案単価が算出されている。

- (2) もし、これらのプラントメーカー等独自の維持管理ノウハウ、技術ノウハウが開示された場合、廃棄物処理施設市場、とりわけ、未だ対応可能な企業が少ない掘起しごみの処理事業市場において競合する他社が模倣することにより、当該プラントメーカー等の優位性や競争力が著しく損なわれることが想定される。

また、用役、資材の費用及び当該プラントメーカー等の掘起しごみ提案単価等が他社に知られる場合には、入札金額の推定も可能になり、当該プラントメーカー等の競争上の地位が不利となり、その利益が著しく損なわれると言える。

- (3) したがって、「7 掘起しごみ処理試験結果報告書（平成27年8月10日受理）」における前記第3の1記載の①から⑱については、これらを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 11月21日	諮問の受理（諮問第436号）
②	令和 5年 4月20日	審議
③	令和 5年 5月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 7月13日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)